

高砂にこにこポイント制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「高砂市地方創生総合戦略（たかさご未来総合戦略）」に基づき市民の健康寿命の延伸、移住・定住対策、市政への参画の促進、文化・スポーツの振興及び商業の活性化に取り組み、市民がいつもにこにこ笑顔で暮らせるまちづくりを目指すため、にこにこポイント制度（以下「ポイント制度」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイント ポイント制度の参加資格を有する者が、ポイント対象事業に取り組むことにより取得できるものをいう。
- (2) 参加カード ポイントを記録するための機能を搭載した「高砂結びのWAONカード」をいう。

(参加資格)

第3条 ポイント制度の参加資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する18歳以上の者とする。ただし、高校生を除くものとする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市内に在勤する者
- (3) 市外に在住する者のうちポイント対象事業に参加する等市の活性化に寄与する者

(参加申込み等)

第4条 ポイント制度に参加しようとする者は、高砂にこにこポイント制度参加申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは、予算の範囲内で参加カードを配布するものとする。
- 3 参加カードの配布を受けられる枚数は、1人につき1枚とする。
- 4 参加カードを取得した者（以下「参加者」という。）は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに高砂にこにこポイント制度登録情報変更届出書を市長に提出しなければならない。

(対象事業及びポイント数)

第5条 ポイント対象事業及び付与するポイントの数は、別に定める。

- 2 ポイントを付与する対象となる期間は、平成28年6月1日から平成32年2月29日までとする。

(ポイント付与)

第6条 ポイントの付与は、原則として1事業につき1日1回とする。

- 2 ポイントの付与は、市長の定めた場所に設置されたポイント付与端末を用

いて参加カードに電子的な記録を行うことにより行うものとする。

3 他者へのポイントの譲渡はできないものとする。

(参加カードの再交付)

第7条 参加者は、参加カードを紛失し、破損し、若しくは汚損したときは、自らが「高砂結びのWAONカード」を購入し、市の定める所定の手続を行うことにより、再交付を受けることができる。

2 参加カードの再交付後、再交付された参加カードには、前項の手続により、累積したポイントを合算することができる。

(ポイントの利用)

第8条 参加者は、市長が行うポイント抽選会（以下「抽選会」という。）に参加し、100ポイントにつき1口の抽選をすることができる。

2 保有するポイントの有効期限は平成32年2月29日までとし、同日までに利用しなかったポイントは失効するものとする。

(賞品)

第9条 前条第1項の規定による抽選に当選して付与される賞品は、別に定める。

(抽選会)

第10条 市長は、抽選会を厳正に行わなければならない。

2 抽選会は、平成29年3月から半年ごとに、平成32年3月まで行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 ポイント制度により得られた個人情報は、ポイント制度の趣旨以外に使用しない。

(不正等を行った者の処分)

第12条 この要綱に違反して不正または虚偽申告を行った者は、当該不正又は虚偽申告により取得した権利について、その全てを市長に返還しなければならない。

(免責)

第13条 ポイント制度の実施に当たり、事故があった場合において、市等が加入する保険の補償対象外の事項があるときは、参加者の責任とし、市は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(この要綱の失効等)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、参加カードは、その後もポイント制度以外の目的で保有し、使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。